

創業融資支援サービス

料金・返金規程

本規程は、各サービスの料金、支払時期、中途終了時の精算方法及び返金条件を明確にするためのものです。契約書及び重要事項説明書と一体として適用します。

第1条（目的及び適用関係）

本規程は、行政書士事務所 Sixx（以下「当事務所」といいます。）が提供する創業融資支援サービスの料金、支払時期、充当、中途終了時の精算及び返金に関する条件を定めるものです。

本規程は、各サービスの業務委託契約書及び重要事項説明書と一体として適用します。内容が抵触する場合は、個別の契約書、本規程、重要事項説明書の順に適用します。

第2条（対象サービス）

本規程の対象は、創業融資 14 日チャレンジ（以下「14 日チャレンジ」といいます。）及び創業融資伴走支援（以下「伴走支援」といいます。）です。

本規程にいう「融資希望額」とは、伴走支援の契約締結時点でお客様が当事務所に申告した融資希望額をいいます。

第3条（料金）

14 日チャレンジの料金は、66,000 円（消費税込み）です。

伴走支援の料金は、融資希望額が 500 万円以下の場合は 330,000 円（消費税込み）とします。融資希望額が 500 万円を超える場合は、税抜 300,000 円に 500 万円を超える部分の 2% を加算し、その合計に消費税等相当額を加えた金額とします。

伴走支援の料金は契約締結時点の融資希望額を基準に確定し、実際の融資決定額、融資の可否又は融資実行時期によって増減しません。計算上 1 円未満の端数が生じる場合は、税抜金額及び消費税等相当額についてそれぞれ切り捨てます。

第4条（支払方法及び支払時期）

14日チャレンジの料金は、一括でお支払いいただきます。契約成立後、入金確認をもって業務を開始します。

伴走支援の料金は、契約成立時に60%を第1回支払額として、事業計画書の初稿完成・提示時に残額40%を第2回支払額としてお支払いいただきます。第1回支払額の1円未満は切り捨て、第2回支払額は総料金との差額とします。

各支払期限は、当事務所が発行する請求書に記載します。振込手数料はお客様の負担とします。

第5条（初稿完成・提示の定義）

「初稿完成・提示」とは、主要な文章及び数値計画を一通り反映した事業計画書の初稿を、当事務所がお客様に電子メールその他合意した方法で提示した時点をいいます。

初稿には、お客様による事実確認、追加資料の提出又は選択が必要な箇所が含まれることがあります。初稿完成・提示は、最終稿の完成又は当事者間の最終合意を意味しません。

第6条（伴走支援に含まれる回数及び期間）

初稿完成・提示後の初稿調整は2回まで、融資面談準備は原則3回まで、金融機関から求められた追加資料への対応は3回まで、伴走支援の料金に含みます。

初稿調整の1回とは、お客様が取りまとめて提示した一連の修正事項に対し、当事務所が修正版を1回提示することをいいます。当事務所の誤記又は明らかな作業漏れの訂正は回数に算入しません。

融資面談準備の1回は、原則60分以内の面談又は練習をいいます。追加資料対応の1回は、金融機関からの1回の依頼又は照会に基づく一連の対応をいいます。

伴走支援の提供期間は契約成立日から6か月です。お客様の資料提出状況その他の事情により期間内の完了が困難な場合は、協議のうえ延長又は精算を行います。

第7条（14日チャレンジ料金の充当）

14日チャレンジの最終面談日から起算して90日以内に伴走支援を契約した場合、伴走支援の第1回支払額から66,000円を減額します（以下、この減額を「充当」といいます。）。

充当は、お客様本人又はお客様が代表者となる法人による同一の創業計画に係る伴走支援に限り、1回を限度とします。

充当は、14日チャレンジ料金の返還、預り金若しくは前払金の移替えではなく、伴走支援の第1回支払額を66,000円減額する契約特典です。

伴走支援が中途終了した場合も、充当額そのものは現金返金の対象とせず、返金額は伴走支援について実際に受領した金額を上限とします。

伴走支援について第11条に定めるいずれの工程にも着手する前に契約が終了した場合、当該充当は第2項に定める1回の利用に算入しません。この場合、14日チャレンジの最終面談日から起算して90日以内に伴走支援を再度契約するときは、改めて充当を受けることができます。

第8条（追加対応）

第6条に定める回数又は本来の支援範囲を超える対応は、当事務所が対応可能なものに限り、実施前に内容、料金及び支払時期をご説明し、お客様の書面又は電磁的方法による合意を得たうえで、別途有償で実施します。

当事務所の誤記、計算誤り又は合意済み業務の明らかな不足を補正する対応について、追加料金はいただきません。

第9条（工程着手前の解除）

契約成立後、当事務所が第10条又は第11条に定めるいずれの工程にも着手する前に、お客様が契約を解除した場合、当事務所は、当該サービスについて実際に受領した金額から、返金に必要な振込手数料その他の実費を控除した残額を返金します。

第10条（14日チャレンジの中途終了及び精算）

14日チャレンジの開始後にお客様の都合で中途終了する場合、次表のうち提供済みの工程に対応する金額を料金として確定し、受領済み金額との差額を返金します。未完了の工程に着手している場合は、第12条の方法により精算します。

工程	提供内容	料金配分
第1工程（DAY 1）	90分ヒアリング及び現在地整理	33,000円
第2工程（DAY 3・DAY 6）	受領確認、論点整理及び録画フィードバック	16,500円

工程	提供内容	料金配分
第3工程（DAY 10・DAY 14）	要点コメント、最終面談及び最終整理シート	16,500 円

第 11 条（伴走支援の中途終了及び精算）

伴走支援の開始後にお客様の都合で中途終了する場合、次表のうち提供済みの工程に対応する金額と、未完了の着手済み工程について第 12 条により算定した金額との合計を提供済み業務の対価として確定し、受領済み金額との差額を返金します。

次表の割合は伴走支援の総料金に対する割合です。初稿完成・提示までの工程を合計 60%、その後の支援を合計 40%とします。

区分	工程	料金配分
初稿提示まで	詳細ヒアリング・資料確認	15%
初稿提示まで	創業動機・経験・顧客・商品等の構造化	15%
初稿提示まで	必要資金・売上・収支等の数値計画整理	15%
初稿提示まで	事業計画書初稿の作成・提示	15%
初稿提示後	初稿調整（第 1 回）	5%
初稿提示後	初稿調整（第 2 回）	5%
初稿提示後	融資面談準備（第 1 回～第 3 回）	各 5%
初稿提示後	追加資料対応（第 1 回～第 3 回）	各 5%

第 12 条（未完了の着手済み工程の算定）

中途終了時に着手済みで未完了の工程がある場合、その工程の対価は、当事務所の作業記録に基づき、1 時間当たり 22,000 円（消費税込み）、15 分単位で算定します。ただし、当該工程について第 10 条又は第 11 条に定める配分額を上限とします。

当事務所は、お客様から求められた場合、精算の対象とした工程、作業内容、作業時間及び算定方法の概要を説明します。

第 13 条（当事務所の事情による終了）

当事務所の責めに帰すべき事由によりサービスを継続できない場合、当事務所は、受領済み金額から提供済み業務の対価を控除した残額を返金します。ただし、当事務所の故意又は重大な過失による場合その他法令上これと異なる取扱いが必要な場合は、法令に従います。

第 14 条（融資結果と返金の関係）

融資の否決、希望額を下回る融資、融資実行の遅延その他金融機関の審査結果が希望どおりでないことのみを理由とする返金はいきません。

当事務所は、融資の可否、金額、金利、実行時期その他の金融機関の判断を保証しません。

第 15 条（返金方法）

返金が生じる場合、当事務所は、精算内容をお客様へ提示した後、原則として 14 日以内に、お客様が指定する口座へ振り込みます。

お客様の都合による解除の場合の振込手数料はお客様の負担とし、当事務所の責めに帰すべき事由による返金の場合の振込手数料は当事務所の負担とします。

第 16 条（税率変更及び規程の改定）

消費税率が変更された場合は、契約締結日に適用される税率により料金を計算します。

本規程を改定した場合であっても、既に成立した契約には、当該契約成立時に提示した規程を適用します。ただし、お客様に不利益とならない変更について双方が合意した場合は、この限りではありません。

附則

本規程は、2026 年 8 月 10 日から施行します。

本規程は、2026 年 8 月 20 日に改定します。